

令和4年 10 月からの

証明書発行手数料の納付方法の御案内

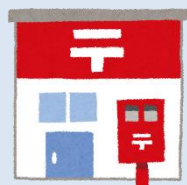
証明書の発行手数料は、京都府収入証紙で納付していただいていたのですが、京都府収入証紙が令和4年9月末日で廃止されますので、令和4年 10 月 1 日以降の証明書発行手数料の納付方法をお知らせします。

申請書申請方法

来校申請



郵送申請



来校が困難な場合、
郵送で手続きが可能です
申請書等必要書類を学校へ郵送してください。

手数料納付方法

事務室窓口で

現金納付

Web 事前登録コンビニ納付

Web で事前登録して、
コンビニで納付

または

現金書留

Web 事前登録コンビニ納付について

専用サイトで事前に登録を行うことで、
コンビニで手数料を納付することができます

コンビニで納付後、証明書交付申請書に申請書用番号を記載し、
必要書類一式を清明高校事務室宛てに郵送してください

専用サイトはこちらから

<https://srv5.asp-bridge.net/kyoto/f/?id=10365>

24 時間
いつでも
納付可能

利用方法は
こちらから

(京都府会計課 HP)